除 雪 委 託 契 約 書（案）

委託者　新潟県（以下「甲」という。）と 受託者　　（以下「乙」という。）とは、新潟県立高田商業高等学校における除雪について、次の条項により委託契約を締結する。

（目的）

第１条　甲は、乙に対し除雪を委託し、乙はこれを受託する。

２　除雪の作業範囲及び作業内容については、別記仕様書のとおりとする。

３　契約書に明示されていないものがあるときは、甲乙協議して定める。ただし、軽微なものについては、甲または担当員の指示によるものとする。

（委託期間）

第２条　除雪の期間は、令和８年12月１日から令和９年３月31日までとする。

（委託料）

第３条　別紙仕様書のとおりとする。

（契約保証金）

第４条　契約金額に契約担当者の見積もる予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規則第44条第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。

（権利・義務の譲渡等）

第５条　乙は、この契約によって生じる権利・義務を第三者に譲渡、または継承させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

（第三者の損害）

第６条　この除雪作業により、第三者に損害を及ぼした場合の補償については、一切乙において負担するものとし、乙の機械に係る人身及び機械の損害についても同様とする。

２　乙は、第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

（委託料の支払時期及び方法）

第７条　乙は、委託料を１か月分取りまとめて、甲に請求するものとする。

２　甲は、乙から適正な請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内に支払うものとする。

（契約の解除）

第８条　甲及び乙は、相手方がこの契約に違反した場合、相当な期間を定めて違反の是正を書面により催告し、その期間内に違反が是正されなかったときは、この契約を解除することができる。

２　甲は、乙の履行が不完全だと認めたときは、相当な期間を定めてその履行を書面により催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

３　甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

⑴　乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

⑵　正当な理由により乙が甲に対し契約の解除を申し出たとき。この場合において、乙は、解除予定日の１か月前までに申し出なければならない。

⑶　甲の委託方針が変更されたとき。

⑷　その他、前各号に準ずる事態が生じたとき。

４　甲は、前項第１号の事由による場合は、催告することなく、直ちに、この契約を解除することができる。

５　甲は、前各項の規定により契約を解除したことにより乙に生じた一切の損害について、損害賠償の責めを負わないものとする。

第９条　甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに 該当する場合は、催告することなく、直ちに、この契約を解除することができる。

⑴　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項若しくは第２項（第８条の２第２項及び第20条第２項において準用する場合を含む。）、第８条の２第１項若しくは第３項、第17条の２又は第20条第１項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から６箇月間又は当該排除措置命令の日から１年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

⑵　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第７条の２第１項（同条第２項及び第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から６箇月間又は当該課徴金納付命令の日から１年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

⑶　乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

⑷　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の６の規定による刑が確定したとき。

⑸　乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

２　甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく、直ちに、この契約を解除することができる。

⑴　その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

⑵　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

⑶　その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4)　その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
(5)　その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
(6)　下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
(7)　乙が、第１号から第５号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

３　乙は、前２項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

（条項外の事項等）

第10条　この条項に定めのない事項及びこの条項の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議して定める。

契約の証として本書２通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ１通を保有する（本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。）。

令和８年　　月　　日

甲　　上越市大字中田原９０番地１
新潟県
新潟県立高田商業高等学校長　小林　皇司

乙